



- ①入浴、排泄、食事、洗濯、着替え等の介護その他生活上の世話
  - ②役所に対する手続きの代行その他社会生活上の便宜の提供
  - ③機能回復訓練
  - ④医師の往診の手配その他療養上の世話
  - ⑤相談、援助
- 3 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。
- ①食材の提供
  - ②おむつの提供
  - ③レクリエーション
  - ④貴重品（現金、通帳、各種証書、印鑑等）の管理
  - ⑤共同生活住居の利用（居室費・光熱水費）
  - ⑥その他
- 4 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。
- 5 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
- 6 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況等を把握するようにします。

#### 第6条 （計画作成までのサービス）

乙は甲に対し、本契約締結後第4条の計画書が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じた自律した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスの提供を行います。

#### 第7条 （居室の利用）

甲が利用する居室の定員は、 号室（一人部屋）です。但し、甲の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができます。

#### 第8条 （家族との連携と交流）

乙は、甲の家族との連携を図るとともに、甲と家族の交流の機会を確保するよう努めます。

#### 第9条 （相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び甲に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

#### 第10条 （金銭等の管理）

- 1 乙は、甲の現金及び預貯金につき原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、各号のいずれにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。
- ①日常生活に必要な金銭の保管管理
  - ②甲が乙に対し依頼した場合
- 3 前項の場合における、乙の金銭等の管理に関する手続き方法は乙が別途定める基準によります。

#### 第11条 （利用料の支払い）

- 1 甲は乙に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が乙に支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲に代わって市町村より支

払いを受けます（以下法定代理受領サービスという）。

- 3 乙は、甲に対し、毎月翌日15日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、甲が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 甲は乙に対し、当月の利用料等を、乙の指定する方法により翌月末日までに支払います。
- 5 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。  
領収証には、乙が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

#### 第12条（保険給付の請求のための証明書の交付）

乙は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

#### 第13条（介護サービスの記録）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を、完了日から2年間保存します。
- 2 甲または甲の家族は乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。  
ただし、謄写に際して、乙は甲または甲の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

#### 第14条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了することができる。

- 1 要介護の認定更新において、甲が自立もしくは要支援1と認定されたとき。
- 2 甲が死亡したとき。
- 3 甲が第15条に基づき解除したとき。
- 4 乙が第16条に基づき解除したとき。
- 5 甲が共同生活住居を離れて（病気の治療等も含む）1ヶ月を経過したとき、1ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転又は入院したとき。
- 6 甲が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

#### 第15条（甲の契約解除）

- 1 甲は乙に対し、いつでも1週間の予告期間においてこの契約を解除することができます。
- 2 甲は次の事項に該当した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
  - ①乙が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
  - ②乙が、守秘義務に違反した場合。
  - ③その他、介護保険法関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合。

#### 第16条（乙の契約解除）

乙は甲に対し、次の各号に該当する場合においては、1週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- 1 利用料その他乙に支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。
- 2 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき。
- 3 甲の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
- 4 当共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。

#### 第17条 (退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により甲が当該施設を退去するときは、居宅介護支援事業者またはその他の保健医療サービス機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、甲またはその家族に対して、円滑な対処のために必要な援助を行います。なお、甲の退去までに甲の生活に要した費用等の実費は、甲の負担とします。

#### 第18条 (精算)

甲が、認知症対応型共同生活介護に関し、乙から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに返還します。

#### 第19条 (損害賠償)

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 甲の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

#### 第20条 (緊急時の対応)

- 1 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、甲の主治医または乙の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をします。
- 2 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。
- 3 乙は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の施設と連携・支援体制をとっています。

#### 第21条 (身元引受人)

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように乙に協力すること
  - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
  - ③甲が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

#### 第22条 (秘密保持)

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供に際して知り得た甲、甲の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た甲、甲の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
- 3 甲は乙がサービス担当会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で甲の家族の個人情報を用いませ

第23条 (苦情処理)

- 1 甲または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口にて苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もしません。

第24条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、長崎地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第25条 (契約の定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日                      年              月              日

契約者氏名  
事業者

社会福祉法人白寿会  
〈事業者名〉 平戸荘グループホーム  
〈住所〉 長崎県平戸市紐差町450番地  
〈代表者名〉 管理者 岩本 正広              印

利用者

〈住所〉  
〈氏名〉    印

署名代理人

〈住所〉  
〈氏名〉    印

身元引受人

〈住所〉  
〈氏名〉    印